

# 相続ニュース

Vol.0126

2016年12月19日(月)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 生前贈与か名義預金か

### はじめに

財産が自分名義になっていると相続税がかかってしまうので、預金を少しずつ子供名義の通帳に移している。このような話をよく聞きますが、子供名義の通帳に移せば本当に相続税はかからないのでしょうか。

### 基礎知識

相続税は原則として亡くなった時の被相続人の財産に課税されます。しかし、被相続人以外の名義であっても実質的に被相続人の財産に帰属されるものは、相続財産として相続税が課税されます。その代表的なものが名義預金です。名義預金とは親族に名義を借りてしている預金の事を言い、名義預金とみなされれば相続税の課税対象となります。

### 生前贈与か名義預金か

親が子供名義の通帳にお金を移す。これは名義預金とみることもできますが、生前贈与したことで実質的にも名義と財産が子供の物になっていると考える事ができます。

生前贈与か名義預金かは判断が難しいですが、裁判例などを見ると下記状況によって判断されているようです。

- ・贈与の事実があったか。あれば契約書などは存在するか。

- ・銀行印を管理しているのはだれか
- ・名義人がその預金を自分の為に使用しているか
- ・贈与税の申告はしているか（名義人が贈与税の申告をしている場合、贈与を受け取ったという認識があるという裏付けの一つになる）

### 遺産分割の対象

遺産分割において分割方法を決める前に解決をしておかなければならない問題の一つとして遺産の帰属があります。つまりその財産がそもそも被相続人の遺産として分割の対象になるのか、という事です。

名義預金の場合も、被相続人である親の遺産なのか、それとも相続人である子供の財産なのかを争うになることがあります。

安易に子供の名義で預金を入れている場合には、自分の死後に子供たちが遺産分割で争いになる可能性がありますので、贈与契約書や遺言を作成するなどして対策を立てておくとうよいでしょう。

### おわりに

名義預金は相続税を課税されたくないが、自分の財産ではなくなってしまう生前贈与もしたくない、という矛盾から生じます。この矛盾を解決する方法として、例えば生前贈与をする見返りとして自分の将来の生活を見るという約束を取り交わすこともよいかと思います。